

相模原市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について
相模原市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 5 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
相模原市旅館業法施行条例(平成 1 5 年相模原市条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、必要な」を「必要な」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条の見出し中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「政令第 1 条第 2 項第 1 0 号」を「旅館業法施行令(昭和 3 2 年政令第 1 5 2 号。以下「政令」という。)第 1 条第 1 項第 8 号」に、「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 1 条第 3 項第 7 号」を「第 1 条第 2 項第 7 号」に、「別表第 4」を「別表第 3」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条中「第 1 条第 4 項第 5 号」を「第 1 条第 3 項第 5 号」に、「別表第 5」を「別表第 4」に改め、同条を第 8 条とし、第 1 0 条を第 9 条とする。

別表第 1 の 1 の項中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同表 2 の項(1)中「ホテル及び旅館」を「旅館・ホテル営業の施設」に改め、「洋室は 4. 0 0 平方メートルにつき 1 人、和室は」を削り、「3. 3 0 平方メートル」の次に「(寝台を置く客室にあつては、4. 0 0 平方メートル)」を、「昭和 2 3 年厚生省令第 2 8 号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、「洋室、和室いずれにあつても」を削り、同項(2)中「簡易宿所」を「簡易宿所営業の施設」に改め、同項(3)中「下宿」を「下宿営業の施設」に改め、同表 7 の項中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同表 8 の項(2)中「1 年に 4 回」を「、1 年に 4 回」に改め、同項(3)中「(昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号)」の次に「第 3 条第 9 項」を加え、同項(9)

中「摂氏 5 5 度」を「、摂氏 5 5 度」に改める。

別表第 2 を削る。

別表第 3 中「第 7 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同表 3 の項(3)を削り、同項(4)中「和室の客室は、」を削り、同項(4)を同項(3)とし、同項(5)中「客室には、」を削り、同項(5)を同項(4)とし、同表 4 の項中「又はフロントは、次」を「は、次」に改め、「ものであること」の次に「。ただし、省令第 4 条の 3 に規定する基準に適合する設備を有する場合は、この限りでない」を加える。

別表第 3 の 4 の項(1)及び(2)中「玄関帳場又はフロントは、」を削り、同表 9 の項(2)中「摂氏 5 5 度」を「、摂氏 5 5 度」に改め、同表を別表第 2 とする。

別表第 4 中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に改め、同表 4 の項中「又はフロントは、次」を「は、次」に改め、「ものであること」の次に「。ただし、省令第 4 条の 3 に規定する基準に適合する設備を有する場合は、この限りでない」を加える。

別表第 4 の 4 の項(1)及び(2)中「玄関帳場又はフロントは、」を削り、同表 9 の項(2)中「摂氏 5 5 度」を「、摂氏 5 5 度」に改め、同表を別表第 3 とする。

別表第 5 中「第 9 条関係」を「第 8 条関係」に改め、同表 2 の項(1)中「であり、その面積は、その客室の床面積の 7 分の 1 以上」を削り、同項(4)中「客室には、」を削り、同表 3 の項に次のただし書を加える。

ただし、省令第 4 条の 3 に規定する基準に適合する設備を有する場合は、帳場を有しないことができる。

別表第 5 の 7 の項(2)中「摂氏 5 5 度」を「、摂氏 5 5 度」に改め、同表を別表第 4 とする。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 6 月 1 5 日から施行する。

提案の理由

旅館業法の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 8 4 号)による旅館業法(昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号)の改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され旅館・ホテル営業とされたこと等に伴う旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準の設定並びに衛生措置の基準並びに簡易宿所営業及び下宿営業の施設の構造設備の基準に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するもの

である。

相模原市旅館業法施行条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準の設定(第 6 条及び別表第 2 関係)

現行のホテル営業及び旅館営業の施設の構造設備の基準を基本としつつ、そのうち一部の基準については次に掲げるとおりとした上で、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準として設定するもの

ア 水又は湯を供給できる設備があることとする洋室に係る基準を廃止すること。

イ 他の客室、廊下等との境を区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造であることとする和室に係る基準を客室全般の基準とすること。

ウ ホテル営業の施設における客その他の関係者が営業時間中自由に出入りできる玄関及び客の宿泊定員数に応じた適当な広さのロビーがあることとする基準を廃止すること。

エ 玄関帳場について、ホテル営業の施設におけるロビーと接続していることとする基準を廃止するとともに、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号)に規定する基準に適合する設備(以下「基準適合設備」という。)を有する場合は、構造設備に係る基準を満たさなくてよいこととすること。

オ ホテル営業の施設における客の宿泊定員数に応じた適当な規模の椅子及びテーブルを設けた食堂を有し、食事を提供できる構造設備があることとする基準を廃止すること。

(2) 衛生措置の基準に係る規定の改正(別表第 1 関係)

各客室の収容定員の基準

現行 (ホテル営業及び旅館営業の施設)	改正後 (旅館・ホテル営業の施設)
洋室は 4 平方メートルにつき 1 人、 和室は 3.3 平方メートルにつき 1 人	3.3 平方メートル(寝台を置く客室 にあっては、4 平方メートル)につき 1 人

(3) 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準に係る規定の改正(別表第3関係)

基準適合設備を有する場合は、玄関帳場の構造設備に係る基準を満たさなくてよいこととするもの

(4) 下宿営業の施設の構造設備の基準に係る規定の改正(別表第4関係)

ア 客室の採光及び換気に必要な開口部の面積は、その客室の床面積の7分の1以上であることとする基準を廃止するもの

イ 基準適合設備を有する場合は、帳場を有しないことができることとするもの

2 施行期日

平成30年6月15日

監査委員の選任について
次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

平成 3 0 年 5 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	江 成 直 士	

提案の理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。

監査委員の選任について
次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

平成 3 0 年 5 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	小 野 弘	

提案の理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。